

※ 年度内の分割納付が可能なおときは、「納税相談シート（年度内の分割納付希望用）」をご利用ください。

通知書番号	※ 複数の通知書番号があるときは、どれか一枚の通知書番号をご記入ください。不明の時は空白で結構です		
お名前		生年月日	年 月 日
現在の住所	〒 ー		
中野区からの通知書等に書かれている住所	<input type="checkbox"/> 同上 〒 ー		
納める住民税の総額	円	※ これから納める住民税の総額をご記入ください。総額が不明の時は「〇〇年度分すべて」とご記入ください。	
分割納付の計画	年 月から 年 月まで、 (毎月・年金月) に 円ずつ 納付します。		※ 分割納付が可能なおときは、計画をご記入ください。
連絡先電話番号	()	※ 中野区からご連絡することがあります。必ずご記入ください。	
けがや病気で働けないときはその状況	病気になった日付、概要、手帳や傷病手当金・障害年金等の状況をご記入ください		
備考 (お名前の変更等)			

【現在の経済状況等についてご記入ください】 選択肢があるものは、該当するものに○をつけてください

1.新型コロナウイルスの影響	<input type="checkbox"/> 20%以上の収入減少があった（または失業した） <input type="checkbox"/> 収入の変動は無かった（または減少幅が20%以下だった） <input type="checkbox"/> 収入が増えた		
2.失業日と以前の職業（1との関係で具体的にお知らせください）			
3.以前の勤務先（または事業所名等）	名称	所在地	
4.家族の人数	本人・配偶者・子 人・父・母・その他（ ） 人		
5.収入がある方のお名前 (産休・育休手当等を含みます)			
6.家族全員の手取り合計月額	円	7.家賃・住宅ローン月額	円
8.国民健康保険料月額	円	9.交通費月額(自己負担分)	円
10.医療費、介護費用等月額	円	11.借入金返済月額	

年度内の分割納付をする方以外は、以下の資料等をご提出ください。

1. 財産目録

別紙「財産目録」に納税者本人の財産等をご記入ください。

2. 世帯の収入がわかる資料（コピー）

世帯全員の収入がわかる資料をご提出ください。 **※失業手当・傷病手当金を含みます**

（直近3か月の給与明細、預貯金の記録、受給者証、帳簿等で収入が確認できるもの）

3. 世帯の支出がわかる資料（コピー）

①家賃振込証、賃貸借契約書、住宅ローンの契約書等

②国民健康保険料がわかるもの（中野区の国民健康保険料は、資料提出不要）

③交通費がわかるもの（定期券のコピー、または通勤経路・日数と金額を書いたメモ等）

④医療費、介護費用等がわかるもの（領収書のコピー等）

⑤借入金の残債額と月々の返済額がわかるもの（領収書、契約書等）

⑥その他、生命保険料等、毎月1万円以上の支出があれば、その内容と金額、相手がわかるもの

4. 世帯の蓄えがわかる資料（コピー）

パソコンやスマホの画像で確認できるときは、画像を印刷してご提供ください。

①預貯金（20万円以上あるときは、口座・名義人と残高がわかる資料）

②株式等（証券会社、口座・名義人、保有株式等の種類、数量がわかる資料）

③生命保険（保険会社名と証券番号等、契約者名がわかる資料）

④仮想通貨（取り扱い機関、口座等・名義人、保有財産の種類・数量等がわかる資料）

⑤その他、蓄えがあればその資料

【注意事項】

1. 相談中も財産調査をすることがあります

年度内の分割納付をする方以外は、生活困窮を確認するため財産調査を行います。

その際に、相談でお伝えいただいていない財産があれば、差押をすることがあります。

2. 督促状・催告書が届きます

法令の規定による督促状が届きます。また、催告書をお送りすることもあります。

3. 延滞金がかかることがあります

納期限を経過した日数に応じて延滞金が計算されます。

延滞金の詳しい計算方法は、納付書の裏面か中野区ホームページをご覧ください。

失業・事業廃止で納税困難な期間については、後日延滞金の減免ができる場合があるので、失業期間等がわかる資料を保管してください。

（退職日のわかる源泉徴収票や失業手当関係書類、就職日のわかる雇用契約書等を保管してください）